

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月14日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に改める。

第9条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「48,297円」を「48,855円」に改める。

第12条中「57万円」を「62万円」に改める。

第14条第1号イ中「第93条、第96条及び」を「第93条第1項及び第2項、第96条並びに」に改める。

第16条第1項中「当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の」を「次の」に改め、同項第2号中「27万円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第22条中「住所を有する被保険者」の次に「及び法第55条又は第55条の2の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

第23条を次のように改める。

（市町が徴収すべき保険料の額）

第23条 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該市町に住所を有しなくなった日に他の市区町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前2項の規定により算定した保険料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、被保険者が異なる市町の間において住所を変更した場合の被保険者が住所を有することとなった市町において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が賦課された保険料の額から前2項の規定により算定した保険料の額を控除した額を当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割り

をもって行う。

附則第3条を次のように改める。

(平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第14条の規定を適用する場合においては、同条中「第16条又は第17条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成29年度においては第16条若しくは第17条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い」とする。

附則第4条(見出しを含む。)中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附則第5条及び第6条を削り、附則第7条を附則第5条とし、附則第8条を附則第6条とする。

附則第9条中「第10条」を「第8条」に改め、同条を附則第7条とする。

附則第10条を附則第8条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条、第9条、第12条並びに第16条第1項第2号及び第3号の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。